(別添)

在日米軍の施設・区域内外居住(人数・基準)

平成 20 年 2 月 22 日 外務省・防衛省

1. 施設・区域内外居住者(平成20年1月31日現在の実態)

(1)軍人、軍属、家族の総数

(イ)本土

	軍人	軍属	家族	計
米軍(本土所在)	22,078人	2,770人	24, 406人	49,254人
(口)沖縄				

	軍人	軍属	家族	計
在沖米軍	22,772人	2,308人	19,883人	44,963人

(2)施設・区域内外居住者数

(イ) 本土

	施設・区域内	施設・区域外	計
米軍(本土所在)	37,193人	12,061人	49,254人
(口)沖縄			
	施設・区域内	施設・区域外	計
在沖米軍	34,215人	10,748人	44,963人

2. 施設・区域外居住の基準

米側から、在日米軍は、米軍人が施設及び区域外に居住するに当たって、原則と して次に掲げる者を対象に各施設及び区域の状況等を勘案して個別に許可を行っ ているとの説明を受けている。

- (1) 在日米空軍
 - 兵長から三等兵までの単身者であって配属が三年に満たない者及び 特定重要配置に配属される者を除くすべての軍人。
- (2) 在日米海兵隊
 - 特定重要配置に配属される者及び三等軍曹以下の単身者を除くすべ ての軍人。
 - ただし、二等兵から三等軍曹までの者については、次のいずれかの 条件を見たす場合は、施設及び区域外に居住することができる。
 - ▶ 司令部による支援を受けない扶養者を得たとき
 - ▶ 軍人の配偶者と所帯を設けるとき
 - ▶ 妊娠二十週に達したとき
 - ▶ 別居又は離婚により、大量の家具を得たとき

- (3) 在日米海軍
 - 給与水準が上等水兵以下に該当する単身者であって、海上の部隊に 配置されている者を除くすべての軍人。
 - ただし、陸上勤務を命ぜられた単身者であって、施設及び区域内の 住宅が無い旨の証明を得て、かつ、司令官の承認を得た場合は、二 等水兵から大将までの給与水準に該当する在外住宅手当を受け、施 設及び区域外に居住することができる。
 - また、海上勤務を命ぜられた単身者であって、給与水準が四等兵曹 (四年以上服務を要する。)以上に該当する者については、司令官の 承認を得た場合は、在外住宅手当を受け、施設及び区域外に居住す ることができる。
- (4) 在日米陸軍
 - 二等軍曹以下の者及び特定重要配置に配属される者を除くすべての 軍人。
 - ただし、95パーセントの施設及び区域内の住宅居住率が達せられない限り、すべての軍人は施設及び区域外に居住することが許可されない。

(了)